

---

**柏崎刈羽原子力発電所の  
協力企業作業員による  
IDカードの誤使用について  
(2015年8月発生)**

**2021年5月13日  
東京電力ホールディングス株式会社**

---

1. 2015年8月21日に元請会社 A の 2 次協力会社の社員 B は、同僚達と I Dカードが本人のものであることを確認した。
2. B は資機材が足りないことに気づき、一旦構外に出て不足分の資機材を構内に持ち込もうと思い、**I Dカードを収納箱に戻し**、入構登録証を取り出した。
3. その後、B は、資機材に不足がないことが分かり、構外に出る必要がなくなったため、入構登録証を収納箱へ戻し、時間に追われてカードの**姓（ラベルシール）のみ確認**し、誤って**父親（同姓）の I Dカードを取り出してしまった**。B の会社では、社員全員のカードをまとめて 1 つのケースに収納していた。
4. B は誤ったカードを持って、周辺防護区域のゲートへ向かい、警備員によるカードの確認依頼があったにも関わらず、最終確認をしなかった。
5. 警備員 C は、カードの写真と本人を見比べた時に違和感を覚えたが、「B がカードに貼られている姓を正しく発声したこと」、「父子のために人相が似ていたこと」および「朝の混雑時間帯であり、必要以上に時間を掛けると入域者への迷惑になるとの思い」から、**B を通過**させた。
6. B が 6 / 7 号機防護区域に入域する際に、「異常」警報が発報し、他人のカードを使用したことが判明したため、原子力規制庁へ報告した。

### 当時の手続き

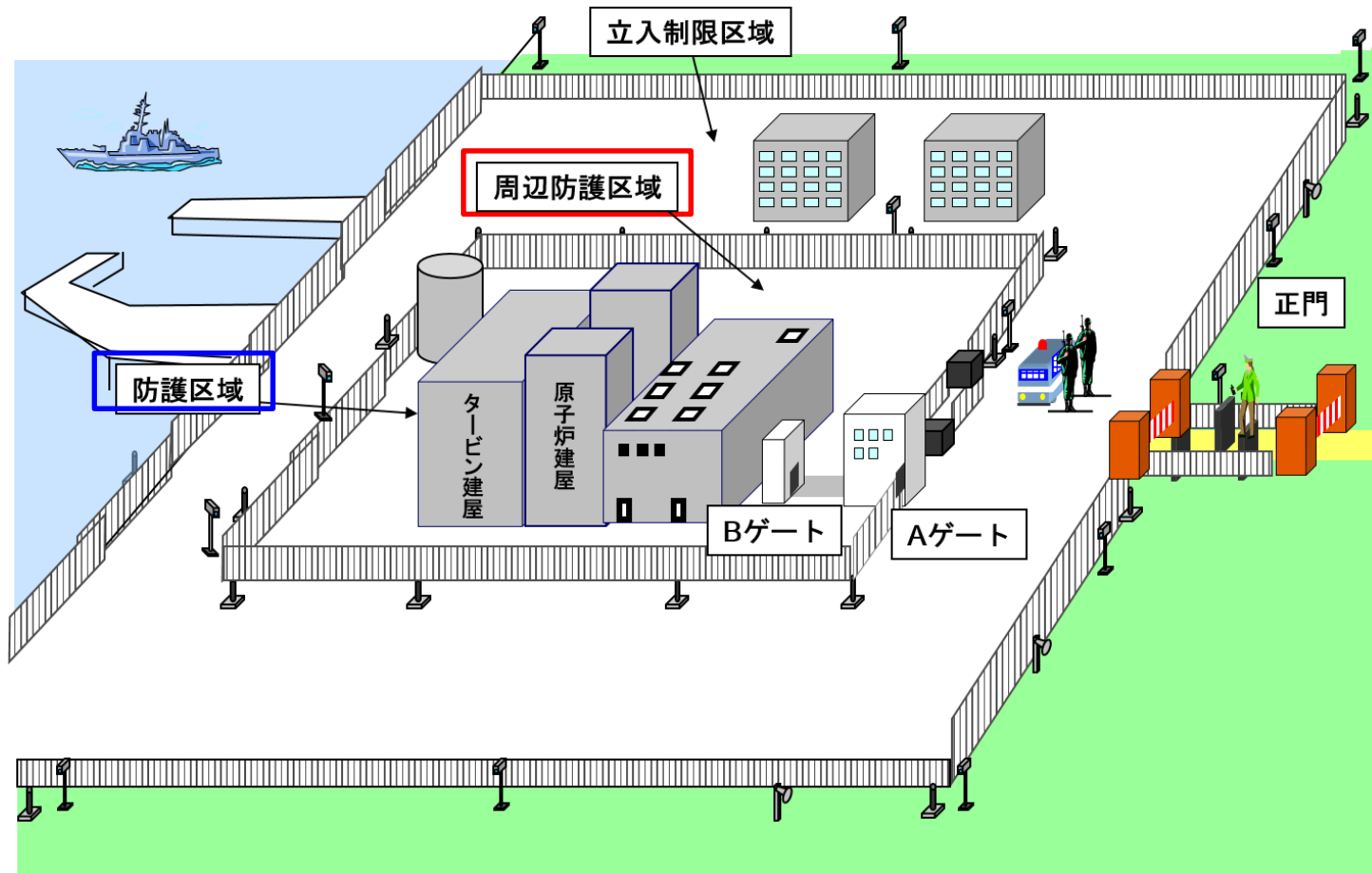
- IDカードには、本人確認のため姓名が記載されているほか、シールにて姓（苗字）も記載。入域時には、IDカードを警備員に提示のうえ、姓を申告し手続きを行っていた。

### 本事案を受けての対策

- IDカードには、本人確認のため姓名が記載されており、入域時には、警備員に姓を申告し手続きを行っていたが、**同姓が多い場合は、IDカード上に名前まで表示することにした**



防護区域への入域は防げたケースであるが、昨年9月にID不正使用が発生したことも踏まえ、核物質防護設備の一部喪失の事案発生とあわせて、根本的な原因分析及びその改善措置活動に対する検討をすすめていく



**周辺防護区域** : 防護区域における特定核燃料物質の防護をより確実に行うため、防護区域の周辺に定める区域

**防護区域** : 特定核燃料物質を使用・貯蔵する設備が設置されている区域